

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成19年10月18日(2007.10.18)

【公表番号】特表2003-526402(P2003-526402A)

【公表日】平成15年9月9日(2003.9.9)

【出願番号】特願2001-501134(P2001-501134)

【国際特許分類】

A 6 1 F	2/82	(2006.01)
A 6 1 M	25/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 M	29/00	
A 6 1 M	25/00	3 1 2
A 6 1 M	25/00	4 1 0 Z

【手続補正書】

【提出日】平成19年8月24日(2007.8.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】遠位端、近位端、および主血管ガイドワイヤを収容するための主血管ガイドワイヤ管腔を有するカテーテル本体と、該カテーテル本体の遠位端付近に配置されたバルーンと、前記カテーテル本体に隣接して配置され、かつ遠位端および近位端、ならびに分枝血管ガイドワイヤを収容するための分枝血管ガイドワイヤ管腔を有する副部材とを備えるカテーテルと、

前記バルーン上に配置されたステントと、該ステントは、その壁部を貫通する側面孔を有することと、

前記副部材の遠位部は、前記ステントの少なくとも一部の下に配置されるとともに、バルーン付近に配置されてバルーンに対して相対移動が可能であることとを備えるカテーテルシステム。

【請求項2】前記カテーテル本体上に配置された少なくとも1つの放射線不透過性マーカーと、

前記副部材上に配置された少なくとも1つの放射線不透過性マーカーとをさらに備える、請求項1に記載のカテーテルシステム。

【請求項3】前記カテーテル本体上の少なくとも1つの放射線不透過性マーカーが、前記副部材上の少なくとも1つの放射線不透過性マーカーに隣接している、請求項2に記載のカテーテルシステム。

【請求項4】前記カテーテル本体上の少なくとも1つの放射線不透過性マーカーおよび前記副部材上の少なくとも1つの放射線不透過性マーカーが、前記ステントにおける前記側面孔に隣接して配置される、請求項2に記載のカテーテルシステム。

【請求項5】前記カテーテル本体上の少なくとも1つの放射線不透過性マーカーが、前記ステントの近位端および遠位端に配置された放射線不透過性マーカーを含む、請求項2に記載のカテーテルシステム。

【請求項6】前記副部材上の少なくとも1つの放射線不透過性マーカーが該副部材の遠位端に配置される、請求項2に記載のカテーテルシステム。

【請求項7】前記副部材が可撓性を有する副シースからなる、請求項1に記載のカテーテルシステム。

【請求項 8】 分枝ステントと、バルーンを有する第2カテーテルとをさらに備え、前記バルーン上に前記分枝ステントが配置され、前記第2カテーテルは、前記副部材の除去後に、前記分枝血管ガイドワイヤ上を進行するように構成される、請求項1に記載のカテーテルシステム。

【請求項 9】 前記カテーテル本体の拡張側部をさらに備え、前記副部材は、前記カテーテル本体に対してスライド可能に配置できるように前記拡張側部内を延びる、請求項1に記載のカテーテルシステム。

【請求項 10】 前記副部材が前記カテーテル本体の少なくとも一部分に連結固定され、該副部材の遠位端が前記ステントの側面孔から延出する、請求項1に記載のカテーテルシステム。

【請求項 11】 前記副部材の遠位端に配置されたバルーンをさらに備える、請求項1に記載のカテーテルシステム。

【請求項 12】 前記副部材の遠位端がテーパー状である、請求項1に記載のカテーテルシステム。

【請求項 13】 前記副部材の遠位端が、蛍光透視的に可視的な材料から製作される、請求項1に記載のカテーテルシステム。

【請求項 14】 前記カテーテル本体が、ペバックスとグラファイトとから製作される、請求項1に記載のカテーテルシステム。

【請求項 15】 前記副部材上に配置された分枝ステントをさらに備える、請求項1に記載のカテーテルシステム。

【請求項 16】 主血管ガイドワイヤ管腔に接続される主血管ガイドワイヤチャネルと、分枝血管ガイドワイヤ管腔に接続される分枝血管ガイドワイヤチャネルと、バルーン膨張ポートとを備える近位端ハブをさらに備える、請求項1に記載のステント送達システム。

【請求項 17】 前記主血管ガイドワイヤチャネルおよび前記分枝血管ガイドワイヤチャネルが、約0～約20°隔てられる、請求項16に記載のステント送達システム。

【請求項 18】 前記副部材の遠位端がカテーテル本体の遠位端に連結されない、請求項10に記載のステント送達システム。

【請求項 19】 前記カテーテル本体の遠位端に連結されない前記副部材の遠位端の長さが、約2cm～約10cmである、請求項18に記載のステント送達システム。

【請求項 20】 請求項1に記載のカテーテルシステムと、前記ステントにおける側面孔を分枝血管口に合わせて配置するための方法を示した使用説明書とを備えるキット。

#### 【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0033

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0033】

図1、2および6～10は、二重管腔カテーテルを含む本発明の第一の局面を示す。この二重管腔カテーテルは、主カテーテル（以下、カテーテル本体ともいう）、およびこの主カテーテルに対してスライドして位置付け可能な可撓性副シース（あるいは、第二カテーテル）を含む。